

令和4年3月17日

学校法人順天堂 順天堂大学
学長 新井 一 殿

学校法人順天堂 順天堂大学
特定臨床研究等監査委員会

監査結果のご報告について

順天堂大学特定臨床研究等監査委員会規程第6条に基づき、監査報告書を作成いたしましたので、別紙のとおり報告いたします。

監査報告書

令和4年1月24日に開催した順天堂大学特定臨床研究等監査委員会における監査結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及び内容

順天堂医院における特定臨床研究の管理体制、臨床研究中核病院に係る立入検査、順天堂大学特定臨床研究等監査委員会規程、不適正事案等に係る資料を書面にて確認し、院長、臨床研究・治験センター長及び事務局より説明を受けた後、委員との間で質疑応答、意見交換等を行った。

監査内容は下記のとおりである。

- ①順天堂医院における特定臨床研究に係る管理体制
- ②順天堂医院における特定臨床研究の実施体制
- ③不適正事案の報告及び確認体制
- ④不適正事案への対応

2. 監査結果

- ①順天堂医院は臨床研究中核病院としての特定臨床研究の適正な実施及び管理体制を有していると認められた。
- ②特定臨床研究等の実施において、不適切な事案が発生した場合には、再発防止等に向けて適切な対応がされており、必要な措置が講じられていることを確認した。

以上の監査結果を踏まえ「適」と判断する。

令和4年3月17日

順天堂大学特定臨床研究等監査委員会

監査委員会委員長	<u>服部 信孝</u>
監査委員	<u>渡邊 俊太郎</u>
監査委員	<u>藤澤 雅之</u>
監査委員	<u>原 徳壽</u>
監査委員	<u>帯金 克巳</u>